様式第5号（第5条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

(申請者名)

沖縄市長　　　　　　　　　印

特定子ども・子育て支援施設等確認取消(停止)通知書

　　　　年　　　月　　　日付けで確認した特定子ども・子育て支援施設等について、子ども・子育て支援法第58条の10第1項の規定により、下記のとおり確認の取消し、又は確認の全部若しくは一部の効力を停止します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ  施設・事業の名称 |  |
|  |
| 施設・事業の  場所 |  |
| 確認の取消し又は効力を停止する施設・事業の種類 |  |
| 確認取消し又は効力の停止年月日 |  |
| 確認の効力の  停止期間 |  |
| 確認取消し又は  効力の停止の内容 |  |
| 確認取消し又は  効力の停止の事由 |  |

［教示］

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、沖縄市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、沖縄市を被告として（訴訟において沖縄市を代表する者は沖縄市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。